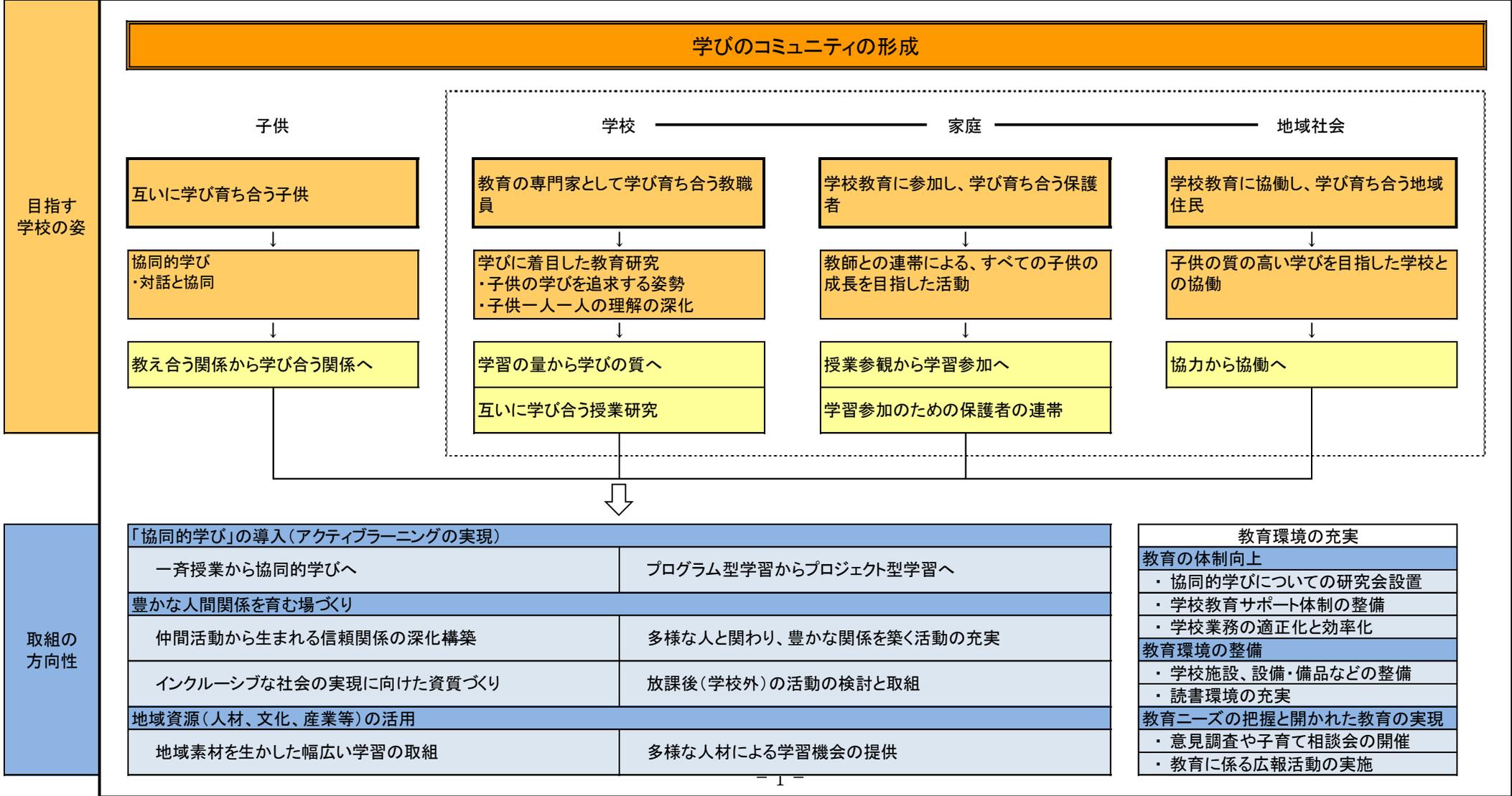
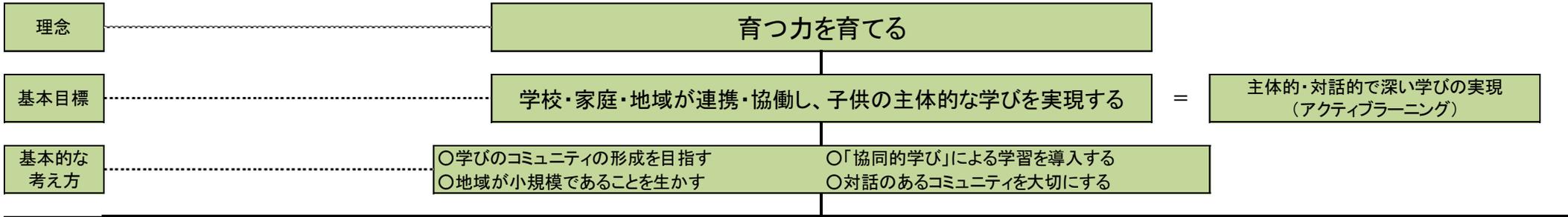


池田町教育大綱

2019年2月
福井県池田町

池田町教育大綱 概要図



はじめに

教育には、社会の変化を展望しつつ絶えずその在り方を見直し、改めるべきは謙虚な姿勢で速やかに改めていくことが求められています。また、豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心、人権を尊重する心、自然を愛する心など、時代を超えて変わらない価値のあるものは、いつの時代においても大切にされなくてはなりません。

このような状況の中で、本町では平成29年3月に、中学生の自殺という悲しい出来事が発生し、小規模な地域にある学校においてこのような出来事が発生したことに大きな衝撃を受けました。同時に、このようなことを繰り返さないために、教育の在り方を考え、必要な取組を進めていくことが急務となっています。

これまでの教育を取り巻く地域環境を振り返ってみると、少子化の中で子供に対する関心が高くなっている一方、学校・家庭・地域がそれぞれの教育力を高めつつ連携して子育てを進めていこうとする意識や実践は十分とは言えなかったかも知れません。子供が育つ環境についての意識や行動面において、未熟な社会であったと考えることもできます。

そこで、人が育つということについて改めて考えるとともに、今後の教育の方針を明確にするために、学校教育を中心として教育大綱の改定を行うこととしました。

子供が育つ環境づくりを考え、実現していくということは、大人自身が社会や自分の在り方を考え成長することになります。言い換えると、子供の成長には、まず大人の成長が必要であるということです。このことを自覚し、子供も大人も成長する社会づくりを目指していくことが大切です。

1 基本理念

「育つ力を育てる」

これからの社会に生きる子供たちには、理想を実現しようとする高い志や意欲を持って、主体的に学んだり、他者との対話や議論を通じて自分の考えを広げ深めたりしながら、人生を切り開いていく力を育てていく必要があります。また、感性を豊かに働かせながら、他者と関わったり、自分の人生や社会の在り方を考えたりして、問題の発見・解決をしていく力も必要です。

これらの力は、学習者が「能動的に学びに向かう力」に他なりません。つまり自らを学びに向かわせ、自らを育てる力こそが大切な力であるということです。これは子供たちだけのことではなく、大人も含めた社会全体の課題ととらえることもできます。

このようなことから、人の自ら育つ力に着目し、その育成を理念として池田町の教育を押し進めます。

2 基本目標

「学校・家庭・地域が連携・協働し、子供の主体的な学びを実現する」

子供の育つ力を育てるには、学校は教職員による子供の学習支援の場というだけでなく、子供、教職員、保護者、地域の人々などで構成される一つの社会として、様々な人と関わりながら主体的に学んでいく場となることが大切です。このような学校の実現に向け、教職員、保護者、地域の人々が協働して子供の主体的な学びを実現することを目標とします。

3 目標達成に向けた基本的な考え方

① 学びのコミュニティの形成を目指す

学校が、子供、教職員、保護者、地域の人々などで構成される一つの社会として、子供の学びの場となるには、それぞれの立場の人が学校教育における自らの役割を自覚し、互いに関わり合いながら子供の豊かな学びの場づくりをめざし、学び育っていくことが大切です。このような共同体を「学びのコミュニティ」ととらえ、その形成を目指します。

② 「協同的学び」による学習を導入し、主体的・対話的で、深い学び(アクティブラーニング)の実現を目指す

子供たちがこれからの時代に必要な資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けていくためには、「どのように学ぶか」という学びの質を重視した改善が求められています。そして、学びの質を高めるために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けての取組が重要であるとされています。この取組として、小グループによる協同的学び(対話と協同による学び合い)の学習を導入し、学びの質を高めていきます。

③ 地域が小規模であることを生かす

池田町は人口約 2,600 人の小規模な町です。小・中学校の規模も小さく、どの学年も1学級で編制されています。

小規模であるということは、一人一人に目が届きやすく、個別の対応がしやすいという利点があります。また、人と人が普段からよく関わっているので、意思疎通がしやすいこともあります。地域の人々のつながりが強いことは、大規模な地域と比べコミュニティの形成がしやすいという利点にもなります。

反面、幼児期から常に同じ集団で活動することから、一人一人の見方が固定化され、互いの良さや変化に気付きにくいことがあります。また、一人一人に目が届きやすいことが、子供から見ると常に周りからの視線を感じながら生活することになり、時にはストレスとなることもあるかも知れません。大人数の中での活動経験が少ないことを心配する声も聞かれます。

このようなことを踏まえ、小規模な地域の利点を生かしつつ、不利な点を克服できるような教育を進めます。

④ 対話のあるコミュニティを大切にす他の人の声を聴くことは学びの出発点であり、互いに聴き合う関係が必要です。このようなことから、対話のあるコミュニティを大切にします。

4 目指す学校の姿(学びのコミュニティの形成)

① 互いに学び育ち合う子供

——協同的学び(教え合う関係から学び合う関係へ)——

教えたり教えられたりする関係は、教える側から教えられる側への一方的な関係です。この関係では自分の考えを広げ深める「対話的な学び」の実現につながりにくいと考えられます。一方、学び合う関係では、互いに聴き合うことが中心となり、双方の学びが深まります。そこで、学び合いによる学習(協同的学び)の導入を行い、子供が互いに学び合う学校を目指します。

② 教育の専門家として学び育ち合う教職員

——学びに着目した教育研究・子供一人一人の理解の深化
(学習の量から学びの質へ、互いに学び合う授業研究)——

学校においては、これまでも授業や生徒指導等について、「優れた指導」を目指して研究を行ってきました。また、学習量の確保も大切なこととして工夫を重ねてきました。しかし、子供の学びに着目した研究は十分ではなかったといえます。子供が必要な資質・能力を身に付けたり、生涯にわたって能動的に学び続けたりするには、学びの質の向上を目指した研究が必要です。また、児童生徒理解を深めることは教育の基盤として、充実しなければなりません。このような取組を通して教職員が互いに学び育ち合う学校を目指します。

③ 学校教育に参加し、学び育ち合う保護者

——教師との連帯による、すべての子供の成長を目指した活動
(授業参観から学習参加へ 学習参加のための保護者の連帯)——

学校と家庭が、教育を提供する側と享受する側という関係になると、教育が学校任せとなり、その結果、様々な問題が発生しがちであると言われています。子供の教育は社会の責任です。このことを教師と保護者が共有し、すべての子供の学びに着目しながら共に行動することが大切です。このようなことから、保護者の学校への関わり方を参観型から参加型に転換し、教師と保護者が連帯して教育を進めていくことを目指します。

④ 学校教育に協働し、学び育ち合う地域住民

——子供の質の高い学びを目指した学校との協働(協力から協働へ)——

学校教育においては、地域住民等の参画により地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えるために、学校と地域の連携・協働が求められています。池田町においても、これまで地域の人々の様々な協力のもとで学校教育を進めてきました。これからは連携をさらに深め、地域の人々との関わりが「質の高い学びの場」となるよう、協働して取り組んでいくことを目指します。

5 目標達成のための取組の方向性

① 「協同的学び」の導入によるアクティブラーニングの実現

「協同的学び」(子供同士の対話と協同による学び合い)は、主体的な学びや質の高い学びを生むなど様々な効果が期待されます。この導入を行い、アクティブラーニングを実現します。

○ 一斉授業から協同的学びへ

教師の問いかけに子供が答えることが中心となったり、情報の伝達となったりしがちな一斉授業に偏らず、少人数グループでの学び合い学習を取り入れます。

※一斉授業:最もよく行われている授業の形態で、学級のすべての児童・生徒に同じ内容を同時に教えるというもの

○ プログラム型学習からプロジェクト型学習へ

主体的な学びを導いたり課題解決力を高めたりするために、プログラム型の学習に偏らず、プロジェクト型の学習を積極的に取り入れます。

※プログラム型学習 :学習の手順に従い、階段を上るように進める学習

※プロジェクト型学習 :学習者がチームを組み、自ら課題を設定し、調査や話し合いなどの活動を行いながら解決していく学習

② 豊かな人間関係を育む場づくり

一人一人が感性を豊かに働かせ、豊かな人間関係を築いていくことは、人が成長していく上で重要なことです。これには「人間関係を育む場」が必要です。この実現のために以下のような取組を進めていきます。

○ 仲間活動から生まれる信頼関係の深化

グループや仲間での活動を、信頼関係を深める場でもあるととらえ、活動の充実を図ります。

○ 多様な人と関わり、豊かな人間関係を築く活動の充実

豊かな人間関係を築くには、様々な人と関わる経験が必要です。そこで、同年代の子供だけでなく、様々な年齢や職業の人と関わったり、多くの人が集まる場所での活動に積極的に参加したりして、他者との関わりについて考えたり、感性を豊かにしたりすることを目指します。

○ インクルーシブな社会の実現に向けた資質づくり

互いに人格と個性を尊重し、多様な在り方を相互に認め合い、共に学んでいこうとする態度を育て、インクルーシブな社会の実現に向けた資質づくりを行います。

※ インクルーシブな社会:誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会(誰も排除されない社会)

○ 放課後(学校外)活動の検討と取組

放課後や学校外における興味や関心に基づいた主体的な活動は、子供の成長に大きく影響します。しかしながら、小規模な地域であるとともに、少子化傾向の中にあつて、現在の放課後の活動を維持することは困難な状況になっています。このことは地域の課題として、学校だけでなく地域全体で検討し取り組んでいく必要があります。

③ 地域資源(人材・文化・産業等)の活用

池田町は豊かな自然に恵まれているとともに、伝統文化や農業・林業など、学習の場となる地域資源が数多くあります。これらの環境を子供の学びの場として積極的に生かす取組を進めます。

○ 地域素材を生かした幅広い学習の取組

地域学習は、地域を知り、地域への誇りや愛着心を育む学習として、これまでも取り組んできました。これを、さらに人々の生活や考え方、人と人との関わり、他の地域との関わりなど、池田町の「社会」を考える場として充実するとともに、池田町にある地域素材を子供の幅広い活動の場として活用していきます。

○ 多様な人材による学習機会の提供

学校では、これまでも地域の人から様々な協力を得ながら教育を進めてきました。特に、授業においてはゲストティーチャーとして指導に関わっていただきました。これをさらに広げ、多様な人材による学習機会がアクティブラーニングなど質の高い学びの追求の一環として実施できるよう、取り組んでいきます。

6 教育環境の充実

① 教育の体制向上

学校教育の充実には、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら一丸となって取り組んでいくという「人の力」が必要です。

○ 協同的学びについての研究会設置

協同的学びを導入するには、関係者がその理念を共有するとともに、内容、方法、導入場面など様々なことを検討する必要があります。このために、研究会を設置し、すべての教職員や教育関係者がこの実現に向けて学び育つような組織づくりを行います。

○ 学校教育サポート体制の整備

学校は家庭・地域と連携・協働しながら教育を進めるとともに、目の前の子供の姿を踏まえながら不断の見直しを図ることが求められます。この実施への体制を整えていきます。

○ 学校業務の適正化と効率化

学校には、教師が心身の健康を損なうことのないよう業務を効率化したり、業務の質的転換を図ったりするなどの取組が求められています。この取組を通して、限られた時間の中で子供に接する時間を十分に確保し、子供に必要な総合的な指導を持続的に行うことのできる状況を作り出すことを目指します。

② 教育環境の整備

教育環境は子供の教育に大きく関わるものです。様々な角度から見た適切な整備を行い、教育の充実につなぎます。

○ 学校施設、設備・備品等の整備

学校施設や設備・備品は社会状況や教育の方針に応じて適切に整備していく必要があります。また、インクルーシブ教育に対応した教育環境も必要です。これらのことを踏まえた教育環境の整備を行います。

○ 読書環境の充実

学校と町立図書館は、移動図書館やブックトークなどの連携を行ってきました。また、現在検討されている新しい図書館においては、これらの連携をさらに進め、子供の読書環境を充実します。また、図書館が子供の学びの場であるとともに、子供のコミュニティの場となるなど、幅広く活用できるよう環境を整備します。

③ 教育ニーズの把握と開かれた教育の実現

教育がその機能を果たすには、時代や地域社会の実情に応じた教育を進めるとともに、個別の教育ニーズを把握し、それを指導に生かすことが大切です。このための取組を行うとともに、学校公開などの取組を充実し、開かれた教育の実現に取り組みます。

○ 意見調査や子育て相談会の開催

学校教育や子育てについての不安や悩み等に対応できるよう、アンケートによる意見調査や子育て相談会を行います。また、児童生徒の生活状況や意識について定期的に調査を行い、指導に生かします。

○ 教育に係る広報活動の実施

教育についての広報活動は、これまで学校単位で行ってきましたが、池田町としても取り組んでいきます。

7 教育施策の実行計画について

この大綱については、別途実行計画を策定し、施策の評価・改善・実行のPDCAサイクルの中で進めます。また、社会教育や文化振興等については、別途、総合的な振興計画を策定するものとします。

8 期間

この大綱の施行期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。